

【阿波銀行カードローン「あわぎんスマートネクスト」取引規定】（約定返済付当座貸越契約）

借主は、エム・ユー信用保証株式会社（以下「保証会社」という）の保証に基づき、株式会社阿波銀行（以下「銀行」という）とカードローン「あわぎんスマートネクスト」取引（以下「本取引」という）をするにあたり、次のとおり各条項を確約します。

第1条（取引の開設）

1. 本契約は借主からの申込を銀行が承諾したときに成立するものとします。
2. 銀行は、本取引に使用するためのあわぎんローンカード（以下「カード」という）を発行するものとします。
3. 本取引の当座貸越口座（以下「カードローン口座」という）については、通帳を発行しません。なお、本取引を利用された場合には、毎年3月、9月の年2回「カードローンお取引照合表」を郵送します。
4. 借主は、「阿波銀行カードローンあわぎんスマートネクスト利用申込書兼保証委託依頼書」（以下「申込書」という）で本取引の返済用口座として、借主名義の普通預金（総合口座を含む）口座（以下「指定口座」という）を指定するものとします。
5. 借主は、当座貸越口座開設後に送付する契約通知書に記載の借主名義の普通預金（総合口座を含む）口座（以下「指定口座」という）を返済用口座として指定するものとします。

第2条（取引の方法）

1. 本取引は、カードおよび現金自動支払機（自動預金入金支払機を含む。以下「支払機」という）を使用する当座貸越とします。
2. 本取引では、小切手、手形の振出しあるいは引受け、または、公共料金等の自動支払は行いません。
3. カードおよび支払機の取扱については、銀行所定の「あわぎんローンカード規定」によるものとします。
4. 前項にかかわらず銀行が認めた場合に限り、借り主は銀行の所定の手続きをしたうえで、第1条5項に記載の借り主名義の指定口座に当座貸越の代わり金を入金する方法により、当座貸越の借入ができるものとします。この場合、銀行は、当座貸越口座から第3条に定める契約極度額の範囲内で当座貸越を行い、指定預金口座に入金するものとします。

第3条（契約極度額）

1. 本件の契約極度額は、銀行および保証会社が審査のうえ、決定します。
2. 本取引により銀行から貸越を受ける極度額は、契約通知書に記載の極度額とします。
3. 契約極度額の決定については、銀行本取引の利用状況その他の事情を勘案して、銀行所定の方法により増額することができるものとします。ただし、増額について、借主から希望しない申し出があった場合は、この限りではありません。
4. なお、この極度額を超えて銀行が貸越をした場合にも、本取引規定が適用されるものとし、その場合は銀行から請求があり次第直ちに極度額を超える金額を返済します。

第4条（利用限度額）

1. 銀行および保証会社は借主の借入状況の審査により、契約極度額を上限として利用限度額を定めます。借主は、利用限度額の範囲内で貸越を受けられるものとします。
2. 借主について、次の各号のいずれかにあたる場合、銀行および保証会社は利用限度額を減

額（利用限度額を0にすることを含む）することができるものとします。

- (1) 本取引規定に違反したとき、または債務不履行があったとき。
- (2) 借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により、減額が相当と認められたとき。
3. 借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により、相当と認められた場合、銀行および保証会社は契約極度額を上限として利用限度額を増額することができるものとします。
4. 本取引にかかる利用限度額の変更に関しては、銀行から借主へ書面により通知するものとします。

第5条（取引期限等）

1. 本取引の期限は、契約日（銀行がローン取引開始の手続きを行った日）の3年後の応当日が属する月の約定返済日（銀行休業日の場合は翌営業日）とします。
2. 取引期限の1ヶ月前までに、銀行または借主から期限を延長しない旨の申し出がない場合には、取引期限はさらに3年間延長されるものとし、以降も同様とします。ただし、借主が満65歳を超えたときには、取引期限の更新は行わないものとします。
3. 銀行および保証会社は、第4条に定める利用限度額の変更ならびに本条第1項および第2項の取引期限延長に関して途中審査を行います。途中審査にあたっては、銀行および保証会社が資料の提出または報告を求めたときには、直ちにこれに応じるものとします。
4. 銀行または借主から取引期限を延長しない旨の申し出がなされた場合は、次のとおりとします。
 - (1) 期限の到来により本取引は終了します。
 - (2) 貸越元利金がある場合は、取引期限までに貸越元利金全額を返済するものとします。
 - (3) 取引期限に貸越元利金がない場合は、取引期限の翌日に本取引は当然に解約されるものとします。

第6条（利息、損害金等）

1. 本取引による当座貸越借入金の利息（保証料を含む）は、付利単位を100円とし、毎月7日（銀行休業日の場合は翌営業日）に銀行所定の利率および方法により計算し、貸越元金に組み入れるものとします。
2. 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は貸越利率と同じとします。（年365日の日割計算）
3. 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は貸越利率および損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。

第7条（約定返済）

1. 本取引に基づく当座貸越借入金の返済は毎月7日（銀行休業日の場合は翌営業日）に前月7日（同前）の貸越残高に応じて、次のとおり行うものとします。

前月7日の貸越残高	当月の約定返済額
2千円未満	貸越残高全額
2千円以上10万円以下	2千円
10万円超20万円以下	4千円
20万円超30万円以下	6千円
30万円超40万円以下	8千円

40 万円超 50 万円以下	1 万円
50 万円超 100 万円以下	2 万円
100 万円超 200 万円以下	3 万円
200 万円超 300 万円以下	4 万円
300 万円超 400 万円以下	5 万円
400 万円超	6 万円

2. 前項にかかわらず約定返済日における貸越残高が、前項の約定返済額に満たない場合には、約定返済日における貸越残高の全額を返済します。
3. 本条第 1 項および第 2 項による約定返済が遅延した場合は、当該遅延額を次回約定返済金額に加算したうえ、約定返済額として返済します。

第 8 条 (随時返済)

1. 前条による約定返済のほかにカードローン口座へ直接入金することにより随時に任意の金額を返済できるものとします。ただし、証券類はカードローン口座へ入金できないものとします。
2. 前項の随時返済は、カードを使用し自動預金入金支払機により行うものとします。
3. 約定返済が遅延している場合は、本条第 1 項にかかわらず、随時返済はできません。

第 9 条 (約定返済金の自動引き落とし)

1. 第 7 条による返済は自動引き落としによるものとします。借主は毎月、返済日までに指定口座に返済金相当額以上の金額を預入し、銀行は返済日に普通預金(総合口座)通帳および普通預金払戻請求書なしで引き落としのうえ、返済にあてるものとします。
2. 万一、前項の預入が遅延した場合には、銀行は返済金と損害金について、預入後いつでも前項と同様の取扱ができるものとします。

第 10 条 (期限の利益の喪失)

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくとも、借主は本取引による一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済します。
 - (1) 第 7 条で定める約定返済を遅延し、銀行から書面等による督促にもかかわらず翌月 7 日(銀行休業日の場合は翌営業日)を越えて返済しなかったとき。
 - (2) 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
 - (3) 支払の停止または破産手続、民事再生手続等の法的整理開始の申立があったことを銀行が知ったとき。
 - (4) 弁護士等からの任意整理、破産手続開始の申立、民事再生手続開始の申立等の受任通知を受理したとき。
 - (5) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたことを銀行が知ったとき。
 - (6) 預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (7) 行方不明となり銀行からの通知が届出の住所に到着しなくなったとき。
2. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの請求によって、借主は本取引による一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済します。
 - (1) 銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - (2) 銀行との取引約定の一つでも違反したとき。

- (3) 銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - (4) 借主が振り出した手形の不渡りと借主が発生記録した電子記録債権の支払不能が、6ヶ月以内に生じたとき。
 - (5) 本項第1号から第4号のほか信用状態に著しい変化が生じるなど債務の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
 - (6) 銀行が返済用口座を取引の停止、または解除したとき。
3. 本条第2項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは銀行からの請求を受理しないなど、借主の責めに帰すべき事由によって、請求が延着または到着しなかった場合は、通常到着すべき時期に期限の利益が失われたものとします。

第11条（貸越の中止）

1. 第7条に定める約定返済が遅延している場合、および第10条により本取引による一切の債務につき期限の利益を失った場合には、新たな貸越を受けることができないものとします。
2. 前項のほか金融情勢の変化、債権保全その他相当の事由がある場合は、銀行はいつでも新たな貸越を中止することができるものとします。

第12条（解約）

1. 借主はいつでも本取引を解約することができるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により銀行に通知し、直ちに本取引による債務を全額返済します。
2. 第10条第1項および第2項の事由が生じたときは、銀行はいつでも本取引を解約することができるものとします。
3. 本条第2項により本取引が解約された場合は、直ちにカードを返却し、本取引による債務を直ちに全額返済します。

第13条（銀行からの相殺）

1. 本取引による債務を履行しなければならない場合には、その債務と借主の預金その他の債権とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも銀行は相殺できるものとします。
2. 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、借主にかわり諸預け金の払戻を受け、債務の弁済に充当することもできるものとします。
3. 本条第1項および第2項によって差引計算する場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、預金等の債権の利率については、銀行の預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第14条（借主からの相殺）

1. 借主は弁済期にある借主の預金その他債権と本取引による借主の債務とを相殺することができます。
2. 前項により借主が相殺した場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金、その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出します。
3. 本条第1項により借主が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知到着の日までとし、利率、料率は銀行の定めによるものとします。

第 15 条（充当の指定）

返済または第 13 条による銀行からの相殺の場合、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対して異議を述べません。

第 16 条（借主からの相殺の場合の充当の指定）

1. 第 14 条により借主が相殺する場合、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは借主の指定する順序方法により充当することができます。
2. 借主が前項による指定をしなかったときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。
3. 本条第 1 項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、銀行の指定する順序方法により充当することができるものとします。
4. 本条第 1 項および第 2 項によって銀行が充当する場合には、私の期限未到来の債務については期限が到来したものとして、銀行はその順序方法を指定することができるものとします。

第 17 条（危険負担、免責条項）

1. 借主が銀行に差し入れた契約書等が事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済します。なお、銀行から請求があれば直ちに代替りの契約書等を差し入れます。
2. 諸届その他の書類の印影を借主の届け出た印鑑に、相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、それらの書類につき偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は借主の負担とします。
3. 印章またはカードを失ったときは、直ちに書面によって届出します。この届出前に生じた損害は借主の負担とします。
4. 借主に対する権利の行使もしくは保全に要した費用は、借主が負担します。

第 18 条（届出事項の変更等）

1. 印章またはカードを失ったとき、または氏名・住所・印章その他届出事項に変更があったときには、直ちに書面により届出をします。
2. 前項の届出を怠ったために、届出のあった氏名、住所に宛てて、銀行からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとします。

第 19 条（報告および調査）

1. 銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合は、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生ずるおそれがあるときは、銀行に報告するものとします。

第 20 条（取引規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知する

ことにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 21 条（合意管轄）

本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本支店または指定口座のある店舗の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第 22 条（譲渡・質入れ等の禁止）

カードの譲渡・質入れまたは貸与は禁止します。これによって損害が生じた場合は、すべて借主が負担します。

第 23 条（管理・回収業務の委託）

銀行は、借主に対して有する債権の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託することができるものとします。

第 24 条（債権譲渡）

借主は、銀行が本取引に基づく債権を他の金融機関に譲渡（信託を含む）する場合のあることをあらかじめ承諾するものとします。

第 25 条（成年後見人等の届出）

1. 借主またはその代理人は、借主について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届けるものとします。借主の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も、同様に銀行に届け出るものとします。
2. 借主またはその代理人は、借主について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届けるものとします。
3. 借主またはその代理人は、借主について、すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、本条第 1 項および第 2 項と同様に届けるものとします。
4. 借主またはその代理人は、本条第 1 項から第 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。
5. 本条第 1 項から第 4 項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。

第 26 条（個人信用情報機関への登録と利用）

1. 借主はこの契約に基づく借入金額、借入日、最終返済日等の借入内容にかかる客観的事実について、借入契約期間中およびこの契約による債務を全額返済した日から 5 年を超えない期間、銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用することに同意します。
2. 借主は、次の各号の事実が発生したときは、その事実について、各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。
 - (1) この契約による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、遅延した日から 5 年間を超えない期間。

- (2) この契約による債務について保証提携先、保険者など第三者から銀行が支払いを受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制回収手続きにより銀行が回収したときは、その事実発生から5年を超えない期間。

第27条 (反社会的勢力の排除)

1. 借主は、借主が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していることが認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営を実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主は、借主が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前号に準ずる行為
3. 借主が、前第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または前第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって、借主は、あらかじめ求償債務を負い、この契約による債務のほか、銀行に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済するものとします。
4. 前項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、銀行からの請求が延着または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に期限の利益が失われたものとします。
5. 第3項の規定により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
6. 第3項の規定により債務の弁済がなされたときは、本約定は失効するものとします。

以上